

第30回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和2年12月24日

石巻市農業委員会

第30回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和2年12月24日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地の現状変更届出について

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（18名）

1番	安部秀逸	委員	2番	佐藤克美	委員
3番	三浦豊志	委員	4番	後藤久一	委員
5番	佐藤健悦	委員	6番	狩野利一郎	委員
7番	三浦孝一	委員	8番	佐々木洋	委員
9番	伏見晃也	委員	11番	後藤嘉伸	委員
12番	高橋良一	委員	13番	高城邦秀	委員
14番	高橋千代恵	委員	15番	今野勝夫	委員
16番	遠藤章一	委員	17番	色川恭子	委員
18番	遠藤和祥	委員	19番	大橋邦雄	委員

欠席委員（1名）

10番 大森香織 委員

出席農地利用最適化推進委員（18名）

20番	山田信悦	委員	21番	阿部勝	委員
22番	木村和広	委員	23番	渥美浩晃	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
27番	山口修一	委員	28番	加納憲夫	委員
29番	佐々木勝行	委員	30番	佐藤晴夫	委員
31番	渡邊孝彦	委員	32番	高橋信一	委員
33番	佐藤均	委員	34番	相澤逸夫	委員
35番	勝又功	委員	37番	西條健一	委員
38番	阿部正展	委員	39番	西條勲	委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

36番 榊田有司 委員

事務局職員出席

勝又忠雄	事務局 長	西城芳光	事務局 次長
渡辺和子	事務局 長補佐	齋藤敏幸	主 幹
阿部秀紀	主 査	村上浩則	主 幹
保理裕宣	主任 主事	山本万里	主任 主事

菅 井 泰 弘 主 任 主 事

○勝又忠雄事務局長 ただいまから第30回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○勝又忠雄事務局長 総会開会に当たりまして、大橋会長からご挨拶を申し上げます。

○大橋邦雄会長 ー 挨拶 ー

○勝又忠雄事務局長 次に、総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務めることに定められておりますので、会長に議事を進めていただきます。

それでは、大橋会長、よろしく願いいたします。

午後1時39分 開会

○議長（大橋邦雄会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は18名であります。大森香織農業委員、榊田有司農地利用最適化推進委員からは、欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大橋邦雄会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号5番佐藤健悦委員、6番狩野利一郎委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様にご覧がございまして、質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。なお、農業委員の皆様は、議席番号とお名前をお願いいたします。また、農地利用最適化推進委員の皆様は、区域名とお名前をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長（大橋邦雄会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告についてを議題といたします。

農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る12月14日月曜日、午後1時30分から午後1時50分まで、河北総合支所会議室におきまして、農家相談委員会を開催いたしました。新規就農に係る資格審査の案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま農家相談委員会委員長より、新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、同じく日程第2、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから報告第5

号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、一括して上程いたします。

議案書は2ページから12ページになります。事務局より報告願います。

○村上浩則主幹 報告第2号を説明いたしますので、議案書2ページから8ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。今月の受理件数は15件で、解約の理由は貸人の都合のためが2件、借人の都合のためが1件、農用地利用集積計画による売買のためが12件です。

次に、報告第3号を説明いたしますので、議案書9ページから10ページを御覧ください。農地の現状変更届出について報告いたします。今月の受理件数は1件で、田から畑にするため1mの盛土をし、牧草を作付するものです。なお、既に盛土をし、畑として利用されていることから始末書が提出されています。

次に、報告第4号を説明いたしますので、議案書11ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は2件で、住宅敷地とするものが2件でございます。

次に、報告第5号を説明いたしますので、議案書12ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は2件で、住宅敷地とするものが1件、通路とするものが1件です。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から報告がありました報告第2号から報告第5号に対し、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、報告第2号から報告第5号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は13ページから18ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○保理裕宣主任主事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、簡潔にご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の耕作困難による売買であります。申請地は、畑2筆、合計面積767㎡でありま

す。

番号2番は、譲受人の代替地取得等による売買であります。申請地は、田1筆、面積3,855㎡であります。

番号3番も番号2番と同じく譲受人の代替地取得による売買であります。申請地は、田5筆、合計面積3万2,378㎡であります。

番号4番は、譲渡人の離農による売買であります。申請地は、畑2筆、合計面積216㎡であります。

番号5番は、譲受人の耕作の利便性のための売買であります。申請地は、田1筆、面積985㎡であります。

番号6番は、譲渡人の耕作困難による売買であります。申請地は、畑1筆、面積1,331㎡であります。

番号7番は、譲渡人の離農による売買であります。申請地は、畑1筆、面積400㎡であります。

番号8番と番号9番は、互いの耕作の利便性確保のための交換であり、交換内容としまして、番号8番は畑1筆、面積265㎡、番号9番は畑1筆、面積508㎡であります。

番号10番は、農業後継者への農地の一括贈与であります。申請地は、田及び畑21筆、合計面積2万8,400㎡であります。

番号11番は、知人への贈与であります。申請地は、畑1筆、面積130㎡であります。

以上、書類審査及び現地調査をした結果、番号1番から番号11番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審査の結果について、農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る12月14日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。12月の案件は、売買による所有権移転7件、交換による所有権移転が2件、贈与による所有権移転が2件、合計11件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び12月10日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基づき審査した結果、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局説明及び農家相談委員会委員長報告の中に農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件から審議したいと思いますが、これにつきましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、初めに本案番号4番について審議いたします。

議案書は14ページになります。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

(■番■■■■委員 退場)

○議長（大橋邦雄会長） 本案番号4番についてご意見、ご質問ございませんか。

高橋委員。

○12番高橋良一委員 譲渡人の経営面積について、これから審議する42ページの番号7と同一ではない。これについて説明願います。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○保理裕宣主任主事 農地法第3条と集積の2通りの申請がありましたが、賃貸借している田の所有権移転が含まれていたため、同時に解約手続きをしております。3条申請書には解約前の経営面積、集積では解約後の経営面積で捉えたことによる相違でございます。2申請ともに解約手続き後の経営面積とすべきでしたので、本案番号4番の経営面積を訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員、よろしいですか。

○12番高橋良一委員 集積のほうに合わせた経営内容になれば了解いたしました。

○議長（大橋邦雄会長） そのほか、番号4番についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案番号4番について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案番号4番について、願い出のとおり許可を与えることに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

(■番■■■■委員 入場)

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号4番について、願い出のとおり許可を与えることに決しましたので、ご報告いたします。

次に、ただいま承認をいただきました番号4番を除く、番号1番から3番及び5番から11番について審議いたします。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案番号1番から3番及び5番から11番について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案番号1番から3番及び5番から11番について願出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第2号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は19ページから20ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、住宅の拡張として自己転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、既に相続する前から建物などを建築し利用していたことから、顛末書が提出されております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

12月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け審議を行いました。航空写真、現地写真を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び顛末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第3号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

に対する意見についてを議題といたします。

議案書は21ページから23ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、資材置場の拡張として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号2番、転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、接している道路に水道管、下水管が埋設されており、500m以内に教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

12月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け審議を行いました。航空写真、現地写真を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案2件について、許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は24ページから48ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

ご説明いたします。

別添、令和2年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。

今月の受付件数は、利用権設定22件、136筆、約20.2ha、所有権移転件数19件、58筆、約6.7ha、合計41件、194筆、約26.9haでございます。

利用権設定22件で、番号1番から番号22番、貸手から認定農業者等に直接農地集積を図る案件です。貸借期間、5年から10年。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、田、7,000円から2万円、米による物納、38kgから90kgとなっております。

所有権移転19件で、認定農業者等への所有権移転であり、10a当たりの単価19万6,000円から47万9,000円での売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

12月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権の設定を受ける者及び所有権の移転を受ける者は、いずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設定の22件及び所有権移転の19件について異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 初めに、利用権設定について審議をいたします。

事務局説明及び農地調査委員会委員長報告の中に農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件から審議したいと思いますが、これにつきましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、初めに本案利用権設定番号4番について審議をいたします。

議案書は25ページになります。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案利用権設定番号4番についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定番号4番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案利用権設定番号4番について、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案利用権設定番号4番について、原案のとおり承認することにしたので、ご報告いたします。

次に、ただいま承認をいただきました本案利用権設定番号4番を除く、番号1番から3番及び5番から22番について審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定番号1番から3番及び5番から22番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案利用権設定番号1番から3番及び5番から22番について、原案のとおり承認することにしたので、ご報告いたします。

次に、所有権移転について審議をいたします。

先ほどの事務局説明及び農地調査委員会委員長報告の中に農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件から審議したいと思いますが、これにつきましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、初めに本案所有権移転番号7番について審議をいたします。

議案書は42ページになります。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案所有権移転番号7番についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転番号7番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案所有権移転番号7番について、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案所有権移転番号7番について、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、ただいま承認をいただきました本案所有権移転番号7番を除く、番号1番から6番及び8番から19番について審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転番号1番から6番及び8番から19番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案所有権移転番号1番から6番及び8番から19番について、原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（大橋邦雄会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして第30回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時25分 閉会